

経営承継準備関連保証制度の創設について

(平成 30 年 7 月 9 日～)

中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律の改正により、「経営承継準備関連保証」が創設されました。この保証は、後継者の確保困難等により事業活動の継続に支障が生じている他の中小企業者の経営の承継にともない、承継する中小企業者が当該承継に不可欠な株式等や事業資産等の譲受けを行うために生じる費用の調達を支援いたします。概要は以下のとおりです。

○経営承継準備関連保証の概要

- | | |
|----------|---|
| 1. 保証対象者 | 経済産業大臣(都道府県知事)の認定を受けた中小企業者(認定中小企業者) |
| 2. 対象資金 | 他の中小企業者の経営の承継に不可欠な株式等取得資金等 |
| 3. 貸付限度額 | 最大 2 億 8 千万円 |
| 4. 保証期間 | 運転資金 10 年、設備・運転設備資金 15 年以内 (ともに据置期間 1 年以内を含む) |
| 5. 保証料率 | 責任共有対象の場合は一般保証の保証料率 (0.30% ~ 1.90%)
責任共有対象外の場合は一般保証の保証料率 (0.33% ~ 2.20%)
*特別小口保険を利用の場合は責任共有対象外の特別小口保険・特例関係保険関連の保証料率 (0.40%~0.80%) |
| 6. 貸付利率 | 金融機関所定の利率 |
| 7. 必要書類 | 通常の信用保証申込書類のほか、都道府県知事の認定書 (申請書写しを含む) の写し及び認定申請の提出書類一式の写しの添付が必要です |
| 8. その他 | 取引金融機関を経由しての保証申込となります。 |

参考：中小企業庁の財務サポート「事業承継」

中小企業庁サイト：財務サポート「事業承継」ページ

→ <http://www.chusho.meti.go.jp/zaimu/shoukei/index.html>



東京信用保証協会